

木造建築新工法性能認証実施要領

1 趣旨

この要領は、木造建築新工法性能認証規程（HW-新工法 001-2016）（以下「規程」という。）第24条の規定に基づき認証業務実施の細部に関し、必要とする処理方法を示したものである。

2 認証等の申請方法

2. 1 規程第10条第1項及び同条第3項の規定による申請の受付は、随時行う。
2. 2 規程第10条第1項の申請は、部品・部材と工法など複数の物件種別間に密接な関係があり、かつ、同時に合併して申請した方がよいと判断される場合には、それらを合併して行うことができる。
2. 3 規程第10条第1項の規定による申請で品質・性能の試験を要する場合にあつては、センターの試験研究所又はセンターが指定する試験機関において、あらかじめ当該申請に係る新工法に係る試験を行うものとする。
2. 4 規程第10条第1項の規定による申請書には、別記1～2の様式例に準じて必要とする内容を記載した書類等を添付するものとする。
2. 5 規程第10条第3項の規定による申請書には、別記3の様式例に準じて必要とする内容を記載した書類等を添付するものとする。
2. 6 規程第11条の規程による更新申請の受付期限は、認証の有効期限の2ヶ月前までとする。

3 申請書の受理及び業務計画

3. 1 センターは、規程第10条第1項又は第3項による申請書を受理した場合には、当該申請に係る業務の処理計画を記載した書面を申請者に交付する。
3. 2 認証を業務計画に示す期限までに行うことが困難であることが予想される場合には、センターは速やかに理由を付して申請者に変更の期限を通知するものとする。

4 製造工場の実地調査

規程第5条に規定する工場の実地審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- a) 作業環境
- b) 製造機械・設備、検査設備・機器並びに製品及び原材料の保管設備の状況
- c) 製造技術及び品質管理の状況
- d) 製造工程の確認

5 認証

5. 1 新規の認証は、当該年ごとに随時行う。
5. 2 更新の認証は、更新期限の翌日付けで行う。

6 認証書の再交付の方法

6. 1 規程第12条第1項の規定に基づく変更申請があつた場合には、必要な変更を行った認証書を再交付するものとする。
6. 2 認証を受けた者が認証書を汚損し又は滅失したときは、認証書再交付申請書（様式7）に基づき、認証書を再交付することができる。

7 認証結果等の公表方法

規程第4条第3項、規程第8条第6項、規程第18条第4項、規程第20条及び規程第21条第

1項に基づく公表は、センターのホームページ及び新聞その他の方法によって行うものとする。

8 表示方法

規程第6条による新工法認証の表示方法は、別に定める。

9 性能認証及び性能証明に関する認証の要件

9. 1 申請に係る性能認証物件を認証するには、その品質・性能及び生産体制について有しなければならない必要条件（以下「要件」という。）を満足することが必要である。
9. 2 申請に係る性能証明物件を認証するには、その性能について最低限有しなければならない要件を満足することが必要である。
9. 3 第1項及び前項の申請物件に対する具体的な認証の要件は、規程第8条第2項及び認証の技術的基準（HW-新工法 003-2016）を基礎に委員会の審議において明らかにするものとする。

10 認証を失効した場合の措置

新工法認証に関して規程第13条の規定により認証を失効された者は、認証に係る製品等及び表示ラベル等の処分を、原則として下記の表1又は表2に示す方法により行わなければならない。

表1 工法の場合の措置

規程第13条第1項各号の区分	認証に係る工法の処分方法	表示のためのラベル等の処分方法
(1)、(2)、(3)及び(4)	センターと協議の上、速やかに当該工法の利用を行わないように措置する。	センターと協議の上、速やかに廃棄処分するよう計画を作成し、それを実施する。
(5)	センターと協議の上、速やかに建設した構造物の補強その他の措置を講じる。	同上

表2 部品・部材の場合の措置

区分	認証に係る部品等の処分方法	表示のためのラベル等の処分方法
(1)、(2)、(3)及び(4)	センターと協議の上、速やかに生産・供給を中止するよう計画を作成し、それを実施する。	センターと協議の上、速やかに廃棄処分するよう計画を作成し、それを実施する。
(5)	センターと協議の上、速やかに在庫品及び市場に流通した当該製品等を回収し、廃棄処分するよう計画を作成し、それを実施する。	同上

附則

制定：平成13年11月15日 住木技13第227号

施行：平成13年11月15日

改正：平成15年7月1日 住木技16第135号

改正：平成19年8月10日 住木技19第256号

改正：平成28年3月1日 住木認28第23号